

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業
サービス購入料の算定、支払及び改定方法

令和 7 年 7 月 17 日

長崎県

目 次

第 1. サービス購入料の構成.....	1
第 2. サービス購入料の算定条件及び支払手続	2
1. サービス購入料Aの算定条件及び支払手続.....	2
(1) サービス購入料 A の算定条件	2
(2) サービス購入料Aの支払手続	2
2. サービス購入料Bの算定条件及び支払手続.....	3
(1) サービス購入料 B の算定条件	3
(2) サービス購入料Bの支払手続	3
(3) 消費税及び地方消費税.....	3
第 3. サービス購入料の改定.....	4
1. サービス購入料Aの改定.....	4
(1) 対象となる費用	4
(2) 基準となる指標.....	4
(3) 改定方法	4
2. サービス購入料Bの改定.....	5
(1) 対象となる費用	5
(2) 基準となる指標.....	5
(3) 改定方法	5

第1. サービス購入料の構成

長崎県(以下「県」という。)が選定事業者を支払うサービス購入料は、設計・建設に係る費用(以下「サービス購入料 A」という。)、維持管理・運営に係る費用(以下「サービス購入料B」という。)並びにこれらの費用にかかる消費税及び地方消費税から構成される。

なお、サービス購入料を構成する各費用の内訳は、表 1 に示すとおりとし、提案された価格を踏まえ、仮契約締結時に事業契約に記載される金額を支払うものとする。

表 1 サービス購入料の内訳

費用項目	選定事業者が行う業務	構成される費用の内容
サービス購入料 A (設計・建設に係る費用)	設計に係る業務	・事前調査業務
		・各種申請及び関連業務
		・設計業務
	建設に係る業務	・建設業務
		・工事監理業務
		・備品設置業務
	施設所有権移転に係る業務	・施設の所有権移転業務
サービス購入料 B※ (維持管理・運営に係る費用)	維持管理に係る業務	・融資組成手数料
		・設計・建設期間中の保険料
		・その他諸経費等
		・建築物保守管理業務
		・建築設備保守管理業務
		・外構・植栽保守管理業務
		・備品保守管理業務
	運営に係る業務	・清掃・環境衛生管理業務
		・警備業務
消費税及び地方消費税	その他	・修繕業務
		・譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務
		・SPC 運営に係る費用
		・その他諸経費等
	上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税	

※ 付帯事業の実施に係る必要な諸経費は含まない。

第2. サービス購入料の算定条件及び支払手続

1. サービス購入料Aの算定条件及び支払手続

(1) サービス購入料 A の算定条件

サービス購入料 A の算定条件は、以下のとおりとする。

表 2 サービス購入料 A の算定条件

構成される費用	算定条件
(ア)設計業務に係る費用 (イ)建設業務に係る費用 (ウ)施設の所有権移転業務に係る費用 (エ)融資組成手数料 (オ)設計・建設期間中の保険料 (カ)その他諸経費等	【部分払い】 選定事業者が提案する左記(ア)(イ)の業務に係る費用に基づき ・令和 7 年度分 令和 7 年度に実施した(ア)(イ)の金額の 10 分の9 ・令和 8 年度分 令和 8 年度に実施した(ア)(イ)の金額の 10 分の9 【完了払い】 選定事業者が提案する左記(ア)～(カ)の業務に係る費用に基づき ・令和 9 年度分 左記(ア)～(カ)の合計金額から【部分払い】により支払われた金額を差し引いた金額

(2) サービス購入料Aの支払手続

サービス購入料 A の支払手続は、以下のとおりとする。

表 3 サービス購入料 A の支払手続

支払対象年度	各手続き
令和 7 年度分 令和 8 年度分	① 選定事業者:支払対象年度終了後、当該年度内に完成した出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を県に請求 ② 県:当該請求を受けた日から 14 日以内に、選定事業者の立会いの上、①の確認をするための検査を行い、当該確認結果を選定事業者へ通知 ③ 選定事業者:②の通知受領後、県に請求書を発行 ④ 県:③の請求書受領後、30 日以内に選定事業者へ支払う ・令和 7 年度分支払時期:令和 8 年 5 月予定 ・令和 8 年度分支払時期:令和 9 年 5 月予定
令和 9 年度分	① 選定事業者:工事完了後、自ら「完了検査」を行い、県へ通知 ② 県:当該通知を受けた日から 14 日以内に、選定事業者の立会いの上、「完成検査」を行い、「完成確認通知」を選定事業者へ交付 ③ 選定事業者:②の通知受領後、県に請求書を発行 ④ 県:③の請求書受領後、40 日以内に選定事業者へ支払う

2. サービス購入料Bの算定条件及び支払手続

(1) サービス購入料 B の算定条件

サービス購入料Bの算定条件は、以下のとおりとする。

表 4 サービス購入料 B の算定条件

構成される費用	算定条件
(ア)維持管理・運営業務に係る費用※ (イ)SPC 運営に係る費用 (SPC を設立する場合)	選定事業者が提案する左記(ア)(イ)に係る費用の総額。 また、支払対象期間にわたり、四半期ごとに年度合計4回の支払を行うため、上記費用の総額から各回標準化した額(1回あたりの支払額)も算定すること。

※光熱費、餌代等に関して、県管理部分もサービス購入料に含む。

※付帯事業の実施に係る必要な諸経費は含まない。

(2) サービス購入料Bの支払手続

サービス購入料 B の支払手続は、以下のとおりとする。

表 5 サービス購入料 B の支払手続

支払対象期間	維持管理・運営期間 ・施設の引渡し後～令和 25 年 1 月
回数	全 58 回 令和 9 年度 : 1 回(令和 10 年 2 月～令和 10 年 3 月分を対象) 令和 10 年度から令和 23 年度 : 56 回 令和 24 年度 : 1 回(令和 24 年 4 月～令和 25 年 1 月分を対象)
支払方法	維持管理に係る対価の1回あたりの支払額は、「維持管理運営業務」に係る費用の合計額を四半期 15 年間で等分した金額とする。
支払手続	① 選定事業者: 当該四半期終了後、翌月 10 日開庁日までに「四半期業務報告書」を県に提出 ② 県: ①の受領後、10 日以内に「モニタリング結果通知」を選定事業者に交付。なお、モニタリングの結果、減額ポイントに応じたサービス購入料を支払う場合、当該支払額の通知も併せて行う。 ③ 選定事業者: ②の通知受領後、県に請求書を提出(当該四半期終了後翌月末日までの提出) ④ 県: 請求書受理日から 30 日以内に選定事業者を支払(当該四半期終了後翌々月末日までの支払)

(3) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税については、サービス購入料の支払期ごとに算定する。

第3. サービス購入料の改定

1. サービス購入料Aの改定

サービス購入料 A について、以下のとおり物価変動に基づいて改定するものとする。

(1) 対象となる費用

対象費用は、建設工事業務にかかる費用のみ(設計業務、工事監理業務及び施設の所有権移転業務にかかる全ての費用は含まない。)とする。

(2) 基準となる指標

物価変動によるサービス購入料Aの改定に使用する指標は、以下のとおりとする。

表 6 基準となる指標(サービス購入料 A)

費用	参照指標
建設工事業務に係る費用	「建設工事費デフレーター」(国土交通省) ・工事種別:建築総合-非住宅

(3) 改定方法

- ① 県及び選定事業者は、「入札公告日の属する月の指標値」と「工事着手日後の基準日の属する月の指標値」を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合、建設業務期間内にサービス購入料Aの改定を請求することができる。ただし、残工事が2ヵ月以上ある場合に限る。
- ② サービス購入料 A は、以下の計算方法により改定する。

【物価変動率の計算方法】

物価変動率＝
(工事着手後の基準日の属する月の指標値／入札公告日の属する月の指標値)－1

※物価変動率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【サービス購入料 A の増減額の計算方法】

物価変動率>0.015 の場合
増額分＝残建設工事業務費※×物価変動率－残建設工事業務費※×0.015
物価変動率<－0.015 の場合
減額分＝残建設工事業務費※×物価変動率＋残建設工事業務費※×0.015

※残建設工事業務費は、提案時の建設工事業務費から工事着手日後の基準日の出来形部分に相応する建設工事等業務費を控除した額をいう。

- ③ ①の請求は、①、②により建設工事業務費の改定を行った日から12月経過後の建設業務期間内に再度行うことができる。この場合において、①、②の文章中(計算式及び※の文言含む)の「入札

「公告日」は「工事着手日後の基準日」、「工事着手日後の基準日」は「建設工事業務費の改定を行った日から12月経過後の基準日」、「入札公告」は「改定後」とする。

- ④ ①から③までに定める工事着手日後の基準日は、①の請求があった日とし、建設工事業務費の改定を行った日から12月経過後の基準日は、③の請求があった日とする。

2. サービス購入料Bの改定

サービス購入料Bについて、以下のとおり物価変動に基づいて改定するものとする。

(1) 対象となる費用

対象費用は、維持管理・運営業務にかかる費用のうち維持管理業務及び運営業務に係る費用とする。(自主事業の実施にかかる費用は含まない。)

(2) 基準となる指標

物価変動によるサービス購入料Bの改定に使用する指標は、以下のとおりとする。

表 7 基準となる指標(サービス購入料B)

費用	参照指標
維持管理業務に係る費用	「消費税除く企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局) ・類別:建物サービス
運営業務に係る費用	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・賃金指数(きまって支給する現金給与額/調査産業計)

(3) 改定方法

- ① サービス購入料Bは、前回改定年度の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。
- ② サービス購入料Bは、表7の指標に基づき、以下の計算方法により改定する。

【改定の計算方法】

$$P_t = P_x \times (C_t / C_x)^{\ast 1}$$

P_t: 改定後のサービス購入料B(税抜)

P_x: 前回改定時のサービス購入料B(税抜)

C_t: ①の改定対象年における2月1日時点で確認できる直近1年間の指標の平均^{※2}

C_x: 前回改定時の指標^{※3}

※1 (C_t/C_x)で算定される数値を改定率とし、小数点以下第4位未満の端数が生じた場合、切り捨てる。

※2 「確認できる…指標」とは、2月1日時点で確定値として公表されている直近の月から1年間遡る。

※3 「前回改定時の指標」とは、上記①第n回目の改定における2月の指標(確定値)をいう。

なお、第 1 回目の改定においては、以下のように置き換えるものとする。

Px: 提案時のサービス購入料 B(税抜)

Ct: 令和 10 年 2 月 1 日時点で確認できる直近 1 年間の指標の平均(令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月の平均)

Cx: 入札公告日の属する月の指標の確定値(令和 7 年 7 月の指標の確定値)